

ヲ交與シテ圓滿解決セルガ爭議團側ハ別添寫ノ如キ爭議解決ノ宣傳ヒラヲ配布シ本月二十四・五ノ兩日ニ亘リ小石川区春日町料理店大園ニ於テ爭議團解團式ヲ舉行スル由

記

爭議團解決覺書

- 一、社費ハ金壹百弍也ニ決定ノコト
- 一、社費支拂期日ハ前納ノコト
- 一、創立九月二十五迄ハ毎月三十日金五十円翌月十五日金五十弍ノ二回拂ノコト
- 一、共済會ハ解散シ残余金ハ分配スルコト
- 一、爭議費用ハ金壹百弍也 會社ヨリ支出ノコト

一、租當負ホ一ターノ手當ハ進而増給ノコト  
 一、犠牲者ハ絶対ニ出サハルコト  
 其、他、希項ハ微回ノコト  
 右ノ通り決定仕リ兩者共異議ナク茲ニ和解仕候依テ後日ノ為覺書如斯候也

昭和三年六月二十二日

ワウリング自動車株式會社

社長 落合 金造

ワウリング自動車爭議團

代表 椿本 政二

尚覺書ニナキモ車輛月賦購入者ノ社費八月賦支拂ノ終了迄其ノ月分ヲ月末ニ支拂フコトニ候也セリ